

安全データシート

整理番号【709-3】

制定日 2018/04/12

改訂日 2026/03/31

1. 化学品及び会社情報

化学品

化学品の名称 エアフレッシュナー アクア

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

推奨用途及び使用上の制限:

推奨用途: 業務用芳香剤。

使用上の制限: 推奨用途以外の用途に使用しない。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類:

健康有害性:

皮膚腐食性/刺激性: 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分2B

生殖細胞変異原性: 区分1B

生殖毒性: 区分1A

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分2(肝臓)

GHSのラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

皮ふ刺激/強い眼刺激/生殖能または胎児への悪影響のおそれ/

遺伝性疾患のおそれ/長期にわたる、または反復ばく露による肝臓の障害のおそれ

注意書き:

【安全対策】

- ・熱・高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面等を着用すること。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・蒸気を吸入しないこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・環境への放出は避けること。

【応急措置】

- ・皮ふや衣服に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- ・皮ふ刺激または発疹が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと
- ・次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・その後も洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。
- ・ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
- ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分が悪い時は医師に連絡すること。
- ・漏出物を回収すること。

【保管】

- ・換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。
- ・涼しいところに置くこと。
- ・施錠して保管すること。

【廃棄】

- ・残余の内容物、容器等は産業廃棄物として適正に廃棄すること。

3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分：

香料、界面活性剤、防腐剤

化学名または一般名：

エタノール (CAS.64-17-5) 6.9%

2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン (CAS.131-57-7) 0.1%

酢酸ベンジル (CAS.140-11-4) 0.6%

酢酸イソペンチル (CAS.123-92-2) 0.1～0.5%

4.応急処置

吸入した場合：

被災者を横向きに寝かせ、気道を確保した状態で身体の保温に努める。

被災者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行う。

被災者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行う。

応急処置を施した後、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：

石鹸を使って充分洗浄後、清浄な水で洗い流す。

必要に応じて医師の診断を受ける。

眼に入った場合：

直ちに清浄な水で15分以上洗顔した後、速やかに眼科医の診断を受ける。

コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り取り除いて洗浄する。

飲み込んだ場合：

口をすすぎ、コップに1～2杯の水または牛乳を飲ませて希釈する。無理に吐かせてはいけない。

被災者に意識が無い場合には、口から何も与えてもいけないし、吐かせようとしてもいけない。

応急処置を施した後、速やかに医師の診断を受ける。

5.火災時の措置

適切な消火剤：

水噴霧、乾燥砂、粉末消火剤、二酸化炭素、泡沫消火剤等

使ってはならない消火剤：

特になし

特有の消火方法：

消火剤を火元へ放射、散布等して消化する。消火作業は可能な限り風上から行う。

移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。火災発生場所の周辺には

関係者以外の立入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置：

消火作業では、状況に応じて適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置：

作業の際、吸入や皮膚に触れないよう保護具を着用し、換気を良くして処理する。

環境に対する注意事項：

流出したまたは飛散した製品が河川等に排出され、

環境に影響を起ささないように留意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材：

少量の場合には、乾燥砂・土・おがくず・ウエス等に吸収させて、密封できる

金属容器に回収して適切に処理する。多量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

二次災害の防止策:

付近にある着火源となるものを速やかに取り除くと共に消火剤を準備する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策:

局所排気装置の設置、設備の密閉化または全体換気を適正に行うこと。

安全取扱注意事項:

火気厳禁、電気機器類・静電気・スパーク等による着火源を生じないようにする。

ばく露防止の為、適切な保護具を着用して作業を行う。

蒸気(粉塵)の吸入、皮膚への接触を避ける。

取扱い後は十分に手洗いをする。

接触回避:

情報なし

保管

安全な保管条件:

適切な換気のある乾燥した冷暗所(または指定の場所)に密閉して適切に保管する。

消防法、労働安全衛生法等の法令の定めるところに従う。

安全な容器包装材料:

専用の容器を使用する。

8. ばく露防止措置及び保護措置

許容濃度等:

管理濃度:

酢酸イソペンチル 50ppm

許容濃度:

エタノール ACGIH(STEL)1,000ppm、酢酸ベンジル ACGIH(TWA)10ppm

酢酸イソペンチル 日本産業学会50ppm、ACGIH(TWA)50ppm、ACGIH(STEL)100ppm

設備対策:取扱いの際は、密閉された装置または局所排気装置を使用する。

保護具:保護マスク、保護手袋、保護眼鏡、保護服(長袖作業服等)、保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理状態:固体(ゲル状)

色:青色、透明

臭い:特有の香気

沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし
可燃性:情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:情報なし
引火点:情報なし
自然発火点:情報なし
分解温度:情報なし
pH:情報なし
動粘性率:情報なし
蒸気圧:情報なし
密度及び/又は相対密度:0.987(20℃)
相対ガス密度:情報なし
粒子特性:情報なし

10.安定性及び反応性

反応性:通常の条件下では、反応性はない。
化学的安定性:通常の条件下では、安定で、自己重合性はない。
危険有害性反応可能性:特記すべき反応性はなし。
避けるべき条件:特記すべき条件はなし。
混蝕危険物質:特記すべき物質はなし。
危険有害な分解生成物:自己分解により有害ガスを発生することはない。

11.有害性情報

急性毒性:区分に該当しない
LD50:エタノール 6,200 mg/Kg (経口、ラット)
2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン 12,800 mg/Kg (経口、ラット)
酢酸ベンジル 2,490 mg/Kg (経口、ラット)
酢酸イソベンチル 16,600 mg/Kg (経口、ラット)
皮膚腐食性/刺激性:区分2(皮ふ刺激)
眼に対する重篤な損傷/刺激性:区分2B(強い眼刺激)
呼吸器感作性又は皮膚感作性:区分に該当しない
生殖細胞変異原性:区分1B(遺伝性疾患のおそれ)
発がん性:分類できない
生殖毒性:区分1A(生殖能または胎児への悪影響のおそれ)
特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分に該当しない
特定標的臓器毒性(反復ばく露):
区分2(長期にわたる、または反復ばく露による肝臓の障害のおそれ)
誤えん有害性:分類できない

12.環境影響情報

生態毒性:情報なし

残留性・分解性:情報なし

生態蓄積性:情報なし

土壤中の移動性:情報なし

オゾン層への有害性:情報なし

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質（いわゆる環境ホルモン）と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

13.廃棄上の注意

化学品、汚染容器および包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、またはリサイクルに関する情報「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物:産業廃棄物として処理する場合は許可を受けた処理業者に委託する。

使用済容器:内容物を完全に除去した後に処分する。処理は法規則に従って行う。

14.輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類:環境有害物質(クラス9、容器等級Ⅲ)

国連番号:3077

海洋汚染物質:該当

国内規制:

陸上輸送:消防法、労働安全衛生法等に定められている輸送方法に従う。

海上輸送:船舶安全法、港則法等に定められている輸送方法に従う。

航空輸送:航空法等に定められている輸送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件:容器を転倒、落下等粗暴な取扱いをしない。火気厳禁とする。

緊急時応急措置指針番号:指針番号128

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

15.適用法令

労働安全衛生法(安衛法):

名称等を表示すべき危険物及び有害物 法第57条、施行令第18条

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2、施行令第18条の2

・エタノール 6.9%

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2、施行令第18条の2

・(2-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)(フェニル)メタン 0.1%(2025年4月1日以降)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法):該当しない

化学物質管理促進法(PRTR法):該当しない

船舶安全法:環境有害物質

航空法:その他の有害物質

毒物及び劇物取締法:該当しない

消防法:非危険物

16.その他の情報

参考文献

職場のあんぜんサイト

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)GHS分類結果

- ・本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
 - ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
 - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
 - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
 - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-